

# 信託課税法の課題と改革の展望

—信託関連法、金融関連法等の視点から—

占部裕典

## 目次

はじめに

### 一、わが国の信託課税法の特徴

1. 信託課税法の発展と金融制度
2. 三重構造とその課税原則（所得課税）
3. わが国の信託課税ルールの特異性～比較法的な視点から～
4. 相続税・贈与税における信託課税原則

### 二、個別信託～裁量信託、収益保有信託～

1. 受益者連続信託とその課税
2. 裁量信託の拡大

### 三、集団信託

1. 投資家段階での課税
2. ビークル段階での課税とその評価

### 四、信託と国際課税～外国信託～

1. 国際信託に関する課税ルール
2. 証券投資ファンド税制
3. 契約型投資信託と会社型投資信託から生ずる相違

### 五、その他

おわりに

はじめに

今日、信託を取り巻く環境は三つの点で特徴があり、それは信託関連法、金融関連法、信託課税法に大きく影響を与えている。第一は、「高

齢（化）社会における信託の活用機会の拡大」であり、これは、個別（個人）信託の課税関係に影響を与え、その検証が求められている。第二は、金融革命に端を発した「お金を増やすメカニズムの変化」（先進国型の個人資産運用）であり、これは集団信託に大きな影響を与え、その課税関係の検証は不可欠である。さらに、第三は、「資産の国際的な運用機会の拡大（海外投資の拡大）」であり、外為法の改正等がこれに拍車をかけており、国際的信託（外国信託）課税の検証は急務の状態にある。これらの課税関係の問題は、租税法固有の問題から生ずる場合もあるが、私法等に起因する問題も少なからず存する。

すなわち、信託課税法に問題をもたらす原因あるいは要因としては、租税法（信託課税法）固有の問題（以下、〔1〕という。以下同様）、信託法固有の問題から生ずる課税上の問題〔2〕、私法（民法・商法）固有の問題から生ずる課税上の問題〔3〕、いわゆる「投信法」「資産流動化法」等の固有の問題から生ずる課税上の問題、が挙げられ、これらは〔4〕、〔2〕、〔3〕又は〔4〕＋〔1〕のパターンに分けて整理・検討することができる。

なお、議論の対象たる信託を、個別信託、集団信託（投資信託を中心にして）、外国信託（個別信託・集団信託双方を対象）として、信託税制を体系的にながめていきたいと思う。租税法は、基本的には私法の法律関係の上に乗っているものであり、課税の前提となる私法等（の解釈）がゆれてくると、それを基礎にしている租税法（課税関係）も大きくゆらいでくる。信託に係る租税法（いわゆる信託課税法）も当然のこと、信託法、私法等との関係において、同様の関係にある。

信託法、私法等については門外漢であるが、信託法、民法等と税制との接点を意識しながら、信託課税法の骨格又は体系に係わる問題を検証していきたい。

## 一、わが国の信託課税法の特徴

わが国の信託課税法の問題点を論じるにあたっては、まずわが国の信

託課税法の規定の構造及び課税のスタンスをみておくことが重要である。<sup>(1)</sup> 信託制度の発展は、わが国の金融制度の発展と相関的な関係にある。

## 1. 信託課税法の発展と金融制度

わが国の信託税制は、大正11年の信託法・信託業法の制定により導入されたが、その後、非営業信託（民事信託）はともかくも営業信託はわが国の投資等に対する国民性（貯蓄意識等）を反映しながら発展を遂げてきている。まず、大正11年から昭和20年半ばまでは資産家や機関投資家などの大口の投資による信託のもとで大口金利預金類似のものとして利用されていた。第二期は、昭和27年の貸付信託法から50年代後半までの時代である。貸付信託（信託業法「合同・指定運用金銭信託」の一種として特別法である貸付信託法により規定）が「安全有利な貯蓄手段として国民生活に定着した時代であったといえよう。すべての信託契約に元本補填契約がつけられていたのもわが国の金融資産に対する国民の意識を反映する特徴であった（信託業法9条では任意であるが）。これらは財産形態や金融方式（制度）の実情に合致していたといえよう。第三期は、昭和50年代から平成10年あたりまでであり、金銭信託以外の信託が登場しはじめた時期である。たとえば、それは、土地信託や証券投資（ファントラ・特金）に代表されるであろう。第四期は、日本版金融ビッグバン（金融大改革）による金融システム改革関連の法律の成立や特にここ数年の「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」（資産流動化法）の成立（平成10年9月1日施行）、及び「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律」（投信法）の改正・整備（平成10年9月1日施行）、さらに「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律」の施行（平成12年5月31日公布。この法律は、「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」、「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律」の改正、これらの法改正による税法の改正等の改正からなっている）に起因する集団投資スキームに対する法整備によるあらたな展開の時代である。第四期は、わが国の集団

信託史上、最大の転換期の一つであり、いわゆる「投資信託革命」あるいは「投資信託ルネッサンス」といわれる時代の到来を示すものであるといわれている。これにより、いわゆる先進国型の個人資産運用のための土俵がととのってきたといえる。

特に第四期の動きは、金融審議会第一部会（平成12年12月21日）の答申（報告）を受けたものであり、そこでは資産流動化法については、次のように解されていた。「この資産流動化法は、わが国の経済のストック化や高齢化社会への移行に伴い、国民の金融資産の有利な運用が求められるようになってきている。また成熟する経済の中で積極的なリスクテイクを伴う新規産業への資金供給も重要な課題となっている。この改正による法整備は、このような課題に対して重要な機能を果たすことが期待される集団投資スキームについて、適切な利用者保護を前提としつつ金融仲介者による創意工夫ができる仕組みを整備するものである。」として位置づけられている。投資家に資産運用の意識改革を迫るものである。

## 2. 三重構造とその課税原則（所得課税）

わが国の信託税制のうち、所得税・法人税においては、大正11年から実質上何の利得をも享受しない受託者に対する課税はなんとしても避けなければならないこと（いわゆる二重課税の回避）などを理由として、受益者が特定しているときには受益者課税原則を導入した。一方、受益者が特定していない場合には受託者課税を採用した。「受益者課税と受託者課税の組み合わせ」である。ただし、貸付信託（後の昭和15年には、合同運用信託に名称変更）については、社債・公債・銀行預金と同じように課税されていた（第二種所得税。ただし、当初第三種所得税課税）。そして、昭和15年に受託者課税部分を委託者課税（あるいは委託者の相続人に課税）に改めた。これはきわめて重要な意味を有するが、受益者が特定するまでは委託者の手元から受益権は分離しないと考えられることなどをその改正理由とした。しかし、このような改正は、信託法の視点からもそもそも当然のものであったといえるのか、疑問が残

る。信託法理はともかくも、累進税率の適用を免れることに対する懸念がその改正理由の主眼であったと思われる。昭和26年に合同運用信託の例外として、証券投資信託が、昭和37年に退職年金信託などが順次追加され今日に至っている。所得税法13条、法人税法12条の、いわゆる「本文信託」（これは受益者が特定している場合には、受益者課税原則・不特定・不存在の場合には委託者課税原則を前提する）と所得税法13条、法人税法12条のそれぞれのただし書（合同運用信託、投資信託、特定目的信託等を本文規定の適用から除く）による「ただし書信託」の課税関係を法的には明確に区別した二重構造である。しかし、現実には「ただし書信託」が大正11年のいわゆる一期から昭和50年から平成10年前までのいわゆる第三期までの、一般的には日本の信託業務の主流をこれまで占めてきたことは周知のとおりである。

ただし書信託の特徴は、支払を受けた時に課税されることから（所得税法36条2項参照）課税の繰延べが許容されていることである。わざわざただし書規定により、完全な導管構造を否定し、課税の繰延べを許容していることは特徴的である。そこで、課税繰延商品の内容については注意をすべきであるということになりそうであるが、現実には商品段階で一定の制約が存していたため問題は生じていなかったようである。たとえば、特定金銭信託（たとえば安定運用ファンド）は法人向けで年2回の配当（分配型）、「しんらい」（無分配型）は個人向けで法人に課税の繰延べは認めない（信託期間は3年）こととしていた。

この「ただし書」規定も大正11年の信託税制に端を発するものであるが、その理由とするところは前述したように貸付信託を社債、公債、銀行預金と同じに取り扱うことであった（銀行預金等の収益計上時期を現金主義によることとしたことに端を発している）。

次に、「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律」により、さらにわが国においては三段目の法的構造ができあがることとなる。投信法及び資産流動化法が改正されることにより、信託について、「投資信託」と「特定目的信託」という概念が導入され、投資信託は、投信法上の資産運用スキームとして、また特定目的

信託は資産流動化法上の資産流動型スキームの一つとして創設されたものである。

法人税法・所得税法上、平成12年5月の改正により「特定目的信託」及び「証券投資信託以外の投資信託」がまず、いわゆる「ただし書信託」に加えられ、信託財産に帰せられる収入及び支出の帰属については導管として取り扱われないこととなった（「証券投資信託」については、以前からただし書適用）。

また、投資信託法上、「委託者非指図型投資信託」が導入されたことから（投信法2条2号）、合同運用信託については「信託会社が引き受けた金銭信託で、共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するもの（……委託者非指図型投資信託及び外国投資信託を除く）をいう」と定義されていることから（所得税法2条11号、法人税法2条29号）、委託者非指図型投資信託のうち、信託法上の投資信託に該当するものは、合同運用信託に該当しないことになった。

そのうえで、法人税法上、(1)①「投資証券信託」、②「国内公募投資信託以外の投信法上の投資信託」と(2)「特定目的信託（資産流動化法上の特定目的信託）」をあわせて、「特定信託」と定義している（法人税法2条29号の3）が、特定信託についてはその各期間の所得について法人税を課すこととしている。法人税法7条の2は、「特定信託の受託者である内国法人に対しては第5条の規定により課する法人税のほか、各特定信託の各計算期間の所得について、各特定信託の各計算期間の所得に対する法人税を課す。」と規定している。特定信託についての受託者たる法人に法人課税を行なうこととしている。

本文信託で完全な導管理論、ただし書信託で導管理論の排除（ある程度の課税の繰延公認）、さらに（特定信託について）導管理論をはずしたうえで法人税課税を行う、この法人課税が課税の繰延べを禁止するというものであれば、法人課税のうえで二重課税を排除するという、「三重構造」が現行信託課税の特徴であるといえる。このような法的な構造（三重構造）が必要か否かは検討課題となりうるということをここでは指摘するにとどめる。課税の繰延べを防止するためだけであれば、本文

信託の適用をそのまま認めておけばよく、このような三重構造を支える課税理論、これを貫く原則は何かが改めて問われる必要がある。「信託法理」からの検証が不可欠である。

### 3. わが国の信託課税ルールの特異性～比較法的な視点から～

信託課税の基本原則、わが国でいう本文信託の段階での課税関係であるが、これをどのように立法化するかは、その国の二重課税排除、導管理論に対するスタンスが明確に表れてくることになる。ここでは、このようなわが国の構造は後述する英米と本質的に異なることもあわせて指摘あるいは強調しておく。信託法の母国（いわゆる英米）では、信託所得等に権利を有している場合には受益者へ、そうでない場合には受託者へ、そして受託者課税の場合には二重課税の調整を行う（ただし租税回避については委託者課税を例外的に認める）のが一応の流れであるといえる。

たとえば、イギリス信託課税において、受託者は信託期間中、ファンドにより生ずる所得について該当するスケジュールの下で基本税率（25%）による所得課税を受ける。受託者課税は、法的に受託者が所得を取得しうる権利を有していること、所得を累積することにより所得税を回避しうることをその理由としている。イギリス受託者課税の一つの特徴は付加税率課税である。裁量信託・累積信託については付加税率により税制上のコストを増大させている（信託キャピタル・ゲイン課税については、収益保有信託においては受託者が課税される。裁量信託については、一定の場合に信託のゲインに基本税率と付加税率で課税され、受益者に配分されたとしても課税関係は生じない）。受益者に配分された所得は受益者の段階で課税される。受領した金額は受託者が支払った基本税率を考慮するためにグロスアップされる。イギリスにおける委託者課税の原則（帰属の原理）は、一定の場合にのみ（租税回避）主体に生じた所得が法律により委託者のもとに譲渡されたと考えられている。複数の信託の設立や家族間での所得分割などの規制に用いられている。

オーストラリアとカナダはほぼ同様で、受益者がある年度の信託所得

について、当該年度において支払を受ける権利をもっている場合には課税されず、それ以外の場合には受託者に課税される。この点は、アメリカもほぼ同様である。諸外国は委託者課税の領域がきわめて狭いという特徴がある。この原則的な法理のうえに、わが国でいうような集団信託類似の領域に係る特別な規定（後述する RIC, REIT 等）が存するといふ、「二重構造」であるといえる。

わが国の信託課税ルールの特異性は、本文信託とただし書信託の関係が、所得税法において利子・配当等には発生主義ではなく現金主義を採用していたこと、10種類の所得分類制度を採用していることにもよる。なお、信託法理に係る議論を今後さらにつめていく必要はあるが、原則的には受託者課税・受益者課税として、例外的に委託者課税とすべきであろう。

信託規定の三重構造とそれに応じた金融商品の対応、及び金融政策との対応をみることができる。しかし、最終的な課税関係についてはこのような金融資産に対応した課税関係になっているかは疑わしいものがある。本文信託における二重課税排除に対する根本的な見解の相違が、その後の例外規定（特別な課税関係）を形作っている。さらに、その国の所得分類の多様性も例外規定の立法の在り方に影響を与えている。わが国が委託者課税・受益者課税を本文信託の課税関係において導入したことが三重構造の原因となっている。この三重構造は金融資産の課税規定をきわめて複雑にしているといえよう。

#### 4. 相続税・贈与税における信託課税原則

この原則については、後述「二、1. 受益者連続信託とその課税」参照。

### 二、個別信託～裁量信託、収益保有信託～

高齢（化）社会における信託の機能として、「信託における意思凍結能力」「信託における受益者連続機能」「信託における受託者裁量機能」

がかねてから新井誠教授より指摘されているところである。<sup>(2)</sup> 個人の財産管理・運用計画の拡大が高まり、さまざまな態様の信託（事業承継信託や後継ぎ遺贈など）が登場するものと考えられる。ここでは、そのような信託に係る相続税法上の問題を明らかにするために受益者連続信託を取り上げてみる。

## 1. 受益者連続信託とその課税（〔1〕〔2〕〔3〕の視点から）

後継ぎ遺贈そのものの法的効果については、民法学者（米倉明教授）と信託法学者（四宮和夫教授）に相違があるように思われるし、民法学者間にも有効無効、さらには有効であったとしてもその法的効果において相違があるように見える。<sup>(3)</sup> 米倉教授の定義によると、たとえば、「Xは生前にT（受託者）との間で信託契約を締結し、本件不動産から得られる収益については生前はXを受益者として、Xの死後はY1（Xの妻）を受益者にし、Y1の死後はY2（Xの甥）を受益者とする旨を取り決めた」（米倉教授のモデルである。後継ぎ遺贈・受益者連続信託、ただし、Y2がXの相続人であるときには「特殊ケース」と呼ぶ）というように、「Y1の死亡により、本来のY1の相続人に相続されるべき不動産を本来の相続人でないY2に帰属させるものであり、後継ぎ遺贈（第二次遺贈）はY1の死亡を期限とするXからY2への遺贈（不確定期限付遺贈）であり、「不動産はXからY1へそしてY1からY2へ流れる」ものではないとされている。<sup>(4)</sup> ここでは、この事例をさらに問題点が明確化されるように、「Xは生前にT（受託者）との間で1990年4月1日に信託契約を締結し、委託者Xの存命中は収益受益権をY1（Xの妻）に、Y1の死後は収益受益権をY2（Xの甥）に、Y2の死亡後は元本受益権あるいは残余財産をY3（Xの孫）に帰属させる」として、<sup>(5)</sup> 課税関係をみていくことにする。

所得税法の課税関係は、自益信託の間はXが、他益信託変更後はY1及びY2が受託者が得た収入に対して所得税を所得税法13条1項・2項に基づいて課税されることになる。相続税については、相続税法4条2項により信託設定時にY1に贈与税が課せられることには異論がない

が、問題はY2とY3に対する課税関係である。相続税法4条2項は「当該各号に掲げる事由が生じたために委託者以外のもの」が受益者となったときには当該贈与又は遺贈により取得したものとみなすと規定している。ここでは「委託者の死亡」を「期限」と考えずに「条件」と解している)。同条の2項4号においては「停止条件付で信託の利益を受ける権利」を付与されることになっている信託について、条件が成就すると、贈与(あるいは遺贈)とみなすと規定している。よって、Y1が死亡したときにはY2に相続税が課せられるように見える。

しかし、事例においてはY1は、委託者ではなく受益者であり、受益者の死亡が条件となっていることから相続税法4条2項4号、同条2項本文かつこ書の適用はないとも考えられる。よって、課税関係に争いがあるように見えるが、租税法の解釈原理(文理解釈)に忠実に考えると、相続税法は死亡を停止条件としていることから、同4号により受益者Y2の課税時期は受益者Y1の死亡時であり、それもみなし贈与として贈与税が課されるということになる。しかし、ここでは相続税法上、Y1に対して相続税が発生し、その後においてY2に贈与税が発生し、Y2の税負担がY1の税負担よりも重くなるという矛盾が生じる。

Y3については帰属権利者と受益者の関係に留意をしておく必要がある。信託終了時が課税時期となろうが、Y3が信託設定時においてY2の死亡時において元本受益権を有すると規定していれば、前述したY2と同じ関係、問題が生ずることになる。これらの課税関係の混乱は、相続税法がそもそも他益信託から他益信託への変更時を射程距離においていなかったのではないか、特に受益者連続信託のようなものについては全く考えていなかったことによるものと考えられる(設定時の「網打ち効果」も問題となる)。「後継ぎ遺贈」あるいは「信託による後継ぎ遺贈」による相続財産又は信託財産の所有権、信託受益権の移転に係る法律構成などが改めて問われてくる。わが国の信託課税の基本的枠組みの抱える問題点が根底に存在している。

また、このような問題は、ジェネレーション・スキッピングに係る問題にも深くかかわる。たとえば、「委託者Xは有価証券を受託者に信託

し、委託者Xの子供Aに子供B（すなわちXの孫）が生まれた場合には、孫が20歳になったときにすべての有価証券を与える。」とする。信託法と相続法の優劣関係や相続税法の解釈が問題となってくるであろう。委託者が死亡したときの課税関係がどうなるかについては議論が存する。<sup>(6)</sup> 相続税法基本通達4-1は、受益者が確定していない又は存在していない信託について、委託者の相続人が信託に関する権利を相続することになると述べている。これが妥当な解釈であるかについては、私法からの検討も必要となる。詳述はここでは避けるが、このような意味でのジェネレーション・スキッピングは相続税法自体が許容していないところであるが、結果として信託による後継ぎ遺贈は遺留分を侵害しない限り許されるものと考えられよう。

## 2. 裁量信託の拡大（[1] [2] の視点から）

委託者がある行為をなすか否かの決定を受託者の裁量に任せた場合には、受託者がその裁量によってたとえば複数の子供のうちのだれかに株式を与えるか否か、どの程度与えるかという裁量的権限を付与することがある。これらは周知のように裁量信託と呼ばれ、イギリス信託の基本類型の一つとして知られている。「信託における受益者裁量機能」さらには「信託における意思凍結能力」をもっとも明確にその内容とするのは裁量信託である。しかし、その課税関係は、所得課税においてももっとも問題があるといえる。<sup>(7)</sup> わが国では、他益信託か自益信託かで課税関係は二者択一課税である。受益者の存在又は特定の程度をどのように考えるかという問題もあるが、一般論としていえば裁量信託は広範囲に委託者課税の網にかかってしまう可能性（網打ち効果）がある。私法や信託法理からみれば行き過ぎた状況にあるように見える。私法や信託法からの検討がやはり必要な問題であるといえよう。相続税法4条2項の各号の規定をうまく利用することにより相続税や贈与税を、信託を利用しない場合に近づけることができるが、ここでも多くの場合、信託設定時に課税関係が生ずることが考えられる。信託設定時課税、受益権の評価の問題等を含めて検討すべき問題である。

個別（個人）信託は税制における骨格として「本文信託」といわれるものであるが、その利用は今後数を増すことは必死である。しかし、信託の所得税法・相続税法にかかる問題意識は必ずしも十分ではなく、その検討が遅れている。近年高齢化社会における信託の役割が強調されるに及んで、多様な信託（あるいは商品）が模索されているような印象をもっている。ここで期待される信託は、「信託における意思凍結能力」「信託における受益者連続機能」「信託における受託者裁量機能」を十分に生かした、個人の財産管理・運用計画を増大させていく必要がある。しかし、このような信託を組めるかは民法・信託法等レベルでの問題、さらには税法からの問題と、課題は多いといえる。

### 三、集団信託（〔1〕〔2〕〔4〕の視点から）

ここでは、最近の議論との関係から、投資信託を中心として総論的な問題点を提示することにとどめる。商事信託の多様化のもとでもわが国は長年、ただし書信託のもとで課税関係は一段階課税（投資者段階課税）で推移してきた。まがりなりにもそのような意味での導管理論を遵守していたといえよう。しかし、投信法・資産流動化法における特定信託の課税関係について、信託段階と投資者段階という二段階課税が行なわれることになったことは注目すべきことである。

集団信託を論じるにあたっては、受益者段階での課税（所得でいうと配当・分配に係る課税、受益権等の譲渡に係る課税、すなわち、インカムゲイン、キャピタルゲイン、キャスタル・ロスの課税関係）が問題となり、さらに投資信託（特定信託）においてはビークル段階での課税が問題となる。ここではファンド等の法人格の問題や二重課税の排除のあり方が問題の中心となろう。

#### 1. 投資家段階での課税

法人税・所得税法上、投資信託の投資家はただし書規定により、信託財産を有するものとはみなされないこととなる。投資家段階での課税に

については資料1を参照。特定投資信託（証券投資信託・国内公募投資信託以外の投信法上の投資信託）の課税関係については、以下のようになる。

〔1〕公社債投資信託及び公募公社債等運用信託（証券投資信託以外の投資信託）のうち、信託財産として受け入れた金銭を公社債等（公社債・手形・指名金銭債権・その他政令で定める資産）に対して、運用するものとして政令で定めるもの（その運用対象が主として利子、償還差益を生ずるものに限定されているところに特徴がある）の収益の分配は、利子所得とされる（所得税法23条）。居住者は所得税15%・地方税5%の源泉分離課税で終了する。それ以外の投資信託の分配は、配当所得とされる（所得税法24条）。

内国法人は、収益の分配については所得税15%・地方税5%で源泉徴収後、支払った源泉税について所得税額控除が認められる（法人税法68条）。

〔2〕公募株式投資信託及び私募公社債投資等運用投資信託の収益の分配は、配当所得であるが、居住者は所得税15%（と地方税5%）の源泉税の源泉分離課税によって課税関係が終了する（租税特別措置法8条の2）。金融商品の中立性を背景とした、いわゆる利子並み課税である。内国法人は、所得税15%・地方税5%（源泉徴収）の課税後に所得税額控除が認められている。しかし、内国法人の場合、公募株式投資信託及び特定投資信託は、一定の場合について受取配当の益金不算入がある（租税特別措置法67条の6）。

〔3〕私募株式投資信託とその他（証券投資信託と公社債等運用投資信託以外）の投資信託の収益の分配については、居住者は、所得税20%の源泉課税の後に、配当所得として総合課税される（そのうえで所得税額控除の適用）。居住者は、私募株式投資信託及び特定投資信託の収益の分配については、一定の場合に配当控除が受けられる。居住者について、投資信託の収益の分配については35%の源泉分離課税の適用はない。私募株式投資信託とその他の投資信託の収益の分配額が少額の場合には、少額配当の申告不要制度の適用が受けられる。

内国法人は、所得税率20%の源泉徴収後に法人税額の計算上、所得税額控除の適用を行なうことができる。私募株式投資信託とその他の投資信託の収益の分配については、一定の場合に、受取配当の益金不算入の規定の適用がある。

なお、特定投資信託から受け取る収益の分配のうち、当該特定投資信託の受益証券の募集が適格機関投資家私募として政令で定めるもの等により行なわれた場合、受取配当の益金不算入（法人税法23条）または配当控除（所得税法92条）の適用を受けることはできない（租税特別措置法9条、68条の3の4）。

〔4〕公社債投資信託、公募公社債等運用信託、公募株式投資信託の受益証券の譲渡について、居住者は非課税として取り扱われ、譲渡損はないものとみなすこととなっている（租税特別措置法37条の15）。

〔5〕私募公社債投資等運用投資とその他の投資信託の受益証券の譲渡については、居住者の場合、譲渡益に対して原則26%（国税20%と地方税6%）の課税（申告分離課税）が行なわれる。譲渡損失が発生したときには株式等の譲渡所得の範囲内で損益通算をする。

内国法人の場合には、譲渡損益は法人税・地方税の課税対象とされる（〔4〕〔5〕の場合）。

なお、会社型の投資信託に係る上記の課税関係についても資料1を参照されたい。

次に、特定目的信託の受益証券の収益の分配に係る投資家の課税についてみてみる。

〔1〕居住者に対する特定目的信託の収益の分配は配当所得として取り扱われるが、社債的受益証券（社債と同様の取扱いを受けるものであり、資産流動化法169条4号参照）かあるいは社債的受益証券以外の受益証券かで、その収益の分配については、取扱いが異なっている。

社債的受益証券以外の受益証券に係る収益の分配については、居住者20%（所得税）の源泉徴収の後に、配当所得として総合課税される。35%の源泉分離の適用はないが、少額配当の申告不要制度は適用されうることとなっている。

社債的受益証券に係る収益の分配については、居住者20%（所得税15%と地方税5%）の源泉徴収により課税関係が終了する。

特定目的信託から受け取る収益の分配については配当控除を受けることはできない。

〔2〕特定目的信託の投資家が内国法人の場合については、特定目的信託の受益証券に係る収益の分配については、20%（国税15%と地方税5%）の源泉徴収がなされた後に、法人税・地方税の課税所得の計算上益金算入される（税額控除すると益金不算入の適用はない）。特定目的信託から受け取る収益の分配については受取配当の益金不算入の取扱いを受けないこととなっている。

〔3〕特定目的信託の投資家が居住者である場合には、社債的受益証券を譲渡した場合には譲渡益は原則として非課税である。しかし、居住者が社債的受益証券以外の受益証券を譲渡した場合、譲渡益に対して26%（所得税20%と地方税6%）の課税が行なわれる（申告分離課税）。譲渡損失が発生したときには、株式等の譲渡所得の範囲内で損益通算ができることとなっている。

なお、特定目的信託の受益証券の上場等、一定の要件を充たすときには、譲渡対価の1.05%の源泉分離課税の適用がある。

〔4〕特定目的信託の投資家が内国法人の場合については、特定目的信託の受益証券を譲渡した場合、譲渡損益につき法人税・地方税の課税対象となる。

ここでは、租税法上の金融資産課税に問題点の根源があるといえるか否である。投信法や資産流動化法におけるファンドの内容に対応した課税を行うことができなくなっているという問題は少なくとも指摘することができよう。特に所得税法においては10の所得分類を前提に、その分配又は配当をどこかの所得分類に当てはめることとしているが、投資信託財産の投資は比較的柔軟に認められているので、その所得の本質は混合所得になる可能性が高いといえる。それにもかかわらずこの所得分類のどこかに当てはめなければならないという無理がある。また、きわめてリスクの高い商品も十分に可能となったにもかかわらず、譲渡所得課

税はそのような制度のもとでの担税力を十分に配慮したものとなっていない。

わが国の金融資産課税の特徴を明らかにするためには、金融資産の運用・管理における課税（所得の側面から）について、（1）受益者段階での課税（所得分類を含む）と（2）ビークル段階での課税（ファンド段階での課税）に分けて、課税関係を考察することが有益である。投資信託については、投資者段階では、利子所得による源泉分離課税（及び譲渡では非課税）、配当所得としての利子並源泉分離課税（及び譲渡では非課税）、配当所得としての総合課税（源泉徴収20%）（及び譲渡申告分離26%）のパターンのどれかであり、ハイリスク・ハイリターンのもとでの投資家の担税力を反映する課税構造になっていないおそれがある。収益性の源泉となるリスクに対する税法的評価は不可欠であろう。金融ビッグバンによりさまざまな金融商品が登場してきているが、信託、特に投資信託はその中核商品となりつつある。投資信託も貯蓄スタイルの選択肢の一つとして組み込まれる時代となってきたといえるが、投資信託は安全性重視の預貯金と、リスクはあってもハイリターンを狙う株式投資（いわゆるリスクリターン：RR-1からRR-5までの金融商品）との間にある、幅広いニーズに対応できる金融商品である。信託を用いた金融商品に対する課税（所得分類）として既存の制度のもとでの分類とその整合性、特にいかなる課税原理が働いているのかを検証することは重要であろう。元本割れのない金融商品を絶対視して確立してきた既存の税制をどのような方向に今後向けていくかが問われることになる。

## 2. ビークル段階での課税とその評価

信託課税におけるビークル段階課税は、私法・租税法双方にとってきわめて興味のある理論的な問題である<sup>(8)</sup>。集団投資スキームのビークル段階での課税については、理論的には三つの方法がありえよう。「エンティティ段階での完全パス・スルー」、「エンティティ段階での法人課税」（この場合にも法人自体に税を課すのか、法人とみなして税を課す

のかバリエーションはあろうが)、「エンティティ段階での源泉徴収(受託者段階に課する)」に大きく分けられる。歴史的にかつ現実的に、課税される場合は、二つの立場があるように思われる。一つはアメリカ流の「団体性」からくるものである。一つはイギリス流の「受託者課税」(所得の累積禁止)からくるものである。前者は、信託の実質(体)論に言及するものである。後者は、きわめて技術的に法人課税をとらえる立場である。

#### (1) ファンド段階での課税

[1] 特定投資信託及び特定目的信託(あわせて特定信託)については受託者たる内国法人に法人税が課されることになった(法人税法7条の2)。特定信託の法人税法上の課税所得の計算については、原則として普通法人の法人税法の課税所得の計算と同様である(法人税法7条の2)。なお、特定信託の収入及び支出は当該信託会社の各事業年度の所得ではないとみなすと規定されている(法人税法12条3項)。

一定の要件を充たす特定投資信託の収益の分配については課税所得の計算上、損金算入が認められている(租税特別措置法68条の3の4)。同様に、一定の要件を充たす特定目的信託の収益の分配については課税所得の計算上、損金算入が認められている(租税特別措置法68条の3の3)。

[2] ここで特定信託となる投資信託は、「証券投資信託を除く国外公募型投資信託及び私募型投資信託」ということになる。ここでいう私募型投資信託は、証券投資信託として「複数の者」に取得させることを目的とした、特定の又は二人以上の投資家を勧誘対象とする一信託であり、私募型投資信託(2~49人以下)が認められることにより、公募型投資信託に比して証券取引法上の情報開示等が大幅に緩和されているなど迅速な設定が可能であるが、一方外部からその契約の内容を把握することが困難であり、課税上も捕捉が困難であるとして、特定信託に入れられた。

[3] 改正税法では、特定信託について受託者段階の課税が行なわれることとなったが、その利益が分配されたときには配当所得となるために

(所得税法24条), 受託者段階及び受益者段階で二重課税が起きる。そこで特定信託におけるその信託の収益の分配額について, 一定の条件を充たしている場合には, 措置法上, 特定信託の各計算期間の所得の計算上, 損金に算入することが認められた(特定目的信託及び従来の証券投資法人)。収益の分配額につき最終的に受益者に対して課税されることとなり, 従来のただし書信託に対する取扱いと同様の結果になる。

〔4〕特定目的信託については金融再生委員会への届出が行なわれ, かつ公募により一定額(1億円以上)又は一定人数以上での引受又は適格機関投資家による引受がなされ, 募集されたものであり, そのうち, 同族特定信託でなく収益の分配を90%以上行なっているものに損金算入が認められる。次に, 特定投資信託においても金融再生委員会への届出が行なわれ, かつ私募型投資信託のうち適格機関投資家によって行なわれ, かつ国内において募集されたもので, そのうち収益の分配を90%以上行なっているものについて損金算入が認められる。よって, 届出が行なわれないものや少人数の私募またはそれに類似する形態のもの, 及び国外で募集されるものは損金算入が認められていないといえる。

〔5〕本文信託は, 信託財産から生ずる所得は, たとえば受益者に分配されなくとも, 稼得された年度において受益者又は委託者において課税されることから現実に配分されたときには課税されることはなく二重課税は起きないこととなる。完全パススルー信託である。これに対して, 「ただし書信託は, 受益者に分配された時で, 利子・配当・退職あるいは雑所得となるものである。二重課税は起きず, 課税の繰延べという点で, 本文信託よりも優遇されている。そのうえで, このようなビークル課税の取扱いが入っている。

このような, わが国の制度はアメリカの制度によく似ており, わが国でもこの制度はよく紹介<sup>(9)</sup>されている。

〔1〕アメリカは, 1936年にRIC (regulated investment company) について, 法人についての二重課税を行なわないとする規定をおき, 有価証券等の投資会社が一定の要件を充たすことを条件に支払配当の損金算入が認められている。RICの総資産の最低50%は現金またはそれに準ず

る資産、公債または有価証券でなければならないなど、いくつかの条件があり、さらに、課税所得の90%以上及び非課税利子所得の90%以上を投資家に分配しなければならないこととなっている。1960年には不動産投資を行なうREIT(real estate investment trusts)についての規定が導入された。REITの資産内容は、少なくとも75%が不動産、現金あるいはそれに準ずる資産、公債でなければならない、有価証券は総資産の25%を超えてはならない、REITの総所得の75%以上は不動産賃料や不動産モーゲッジ債権の利子又は譲渡益でなければならない。また、課税所得の95%以上を投資家に分配しなければならない。留保した所得は課税されることになる。

〔2〕1986年にREMIC(real estate mortgage investment conduit)についての規定をおいた。REMICの資産は、「適格モーゲッジ」(主として不動産担保付債権)及び「許諾投資」(適格モーゲッジからの利益を配分まで一時的に運用すること、キャッシュフロー投資・適格モーゲッジのデフォルト引当金及び差押債権)でなければならない。そして、キャッシュフロー投資は1, 3カ月以内に投資家へ分配されなければならない(よって、REMICが適格モーゲッジ以外の長期的投資や利益留保を行なう可能性はない)。

1996年FASIT(金融資産証券化投資, financial asset securitization investment trust)についての規定をおく。FASITの資産は、現金またはこれに準ずるもの、適格債権、差押財産、スワップその他のヘッジ財産、FASITやREMICに対する正規権などの許諾資産である。住宅ローン債権など広範囲な種類の債権が対象とされている。受益権の満期は30年以下でなければならないほかは分配に関する要件は存しない。

REMIC及びFASITの所得のうち分配した部分はデットに対する利子として控除できるほか、残りの部分も一定の受益権者(残余権者等)に帰属するものとして課税されることとなっている。留保分を含めて全額が受益権者に帰属するものとして課税される。

なお、イギリスにおいては、インベスト・トラストメント(IT: Investment Trust)及びユニット・トラスト(Unit Trust)がわが国の制度

と類似しており、同様に比較の対象になるものと思われる<sup>(10)</sup>。

〔1〕ITは株式を発行する有限責任会社であり、独立の法実体を有しており、通常の信託とは異なっている。現実には多くの場合、ファンド・マネージャーによって運営されている。ITが英国の居住者であり、その所得の大部分（70%以上）が株式又は公社債からの所得であることなどの要件をクリアした認可投資信託は、法人税の適用を受ける。有限責任会社である認可を受けるとキャピタル・ゲイン税の課税を免れる。まず、株主段階では、発行会社が予納法人税を認めているので、配当受領者は予納法人税について税額控除を受けることができる。利子所得等は予納法人税課税を受けず、法人税のみが課税される。

〔2〕ユニット信託（オープンエンド型である。投資信託と相違）は1986年の金融サービス法により規制されている。認可を得たユニット・トラストは、その資産の50%以上を英国証券の投資に用いなければならない。ITと異なり、資本（元本持分）と資本持分に分けて取り扱うことは許されない（前者を清算時に、後者を当期利益のみ配分することはできない）。認可ユニット・トラストの受託者は居住者法人（内国法人）とみなされ、ユニット保有者は株主とみなされることになっている。ユニット・トラストからの配当は会社からの配当と同じように取り扱われる。ただし、確定権利付ユニット（わが国の公社債信託に類似）は信託課税であり、25%の所得税率で課税される。非認可ユニット・トラストは、通常の信託課税と同じ扱いを受ける。

## （2）わが国の「ビークル段階」課税での課税の評価

このようなビークル段階での法人課税については、「非常に大きな橋をわたった」とか、あるいは法人と個人という課税単位のドグマをうち崩すあらたな税制の登場であるとか、非常に前向きな評価が一般的である<sup>(11)</sup>。しかし、前述したことから、そのように言い切ることができるかは、はなはだ疑問であると考えている。「法人課税」ではなく「法人税課税」であり、課税の繰延べを回避するための技術的な規定であると理解する方が妥当ではないかということである。いわゆる「たまり課税」の視点により導入されたもので、退職年金等積立金に対する法人税など

との延長線にあると考えることの方が素直ではないだろうか。この法人税は信託銀行等内国法人を納税義務者としているが（法人税法8条）、特別法人税は信託財産から支払われているために、実質的には信託自身が納税義務者ともいえるがこれはたまり課税としての課税規定と理解されている。今後のこのようなビークル段階での課税の整合性確保のためにも、立法者あるいは課税庁はビークル段階での課税の明確な考え方を示す必要があるだろう。

次に、法人税課税の今回のシステムは、アメリカの制度をそのまま日本に導入したとも考えられる点が多々ある（たとえば、90%損金算入はその最たるものである）。信託の「団体性」に着目した制度を日本に持ち込むことに問題はないか、検討する余地がある。法人課税の納税義務者はアメリカでは「団体」（association）であり、法人格の有無が、すなわち法人税課税のためのメルクマールとなっていない。これに対して、わが国は人格なき社団等の例外規定はあるが、原則的には法人格の付与が一つのメルクマールとなっている。前述したRIC、REITは、アメリカのこのような法人格をはずすことを試みた制度といえよう。換言すれば、法人格の剥奪による導管への復帰を試みたといえる。日本の場合は、この規定が単なる二重課税の排除のための技術的な規定とすると、同じRICやREITの手法（法的技術）を用いて、逆に法人格を付与したということになる。

わが国は、ただし書規定をはずすために用いたのであり、課税の繰延べに対するたまりに対する規定、さらには二重課税排除のための規定（完全に二重課税が排除されない場合があるが、これは収益を留保する場合に納税者にコスト増を強いる、あるいはペナルティを課す規定）とすることができるにすぎないものであろう。投資法人の存在を無視できないところであり、課税上の整合性の問題も無視できないのも事実である。

#### 四、信託と国際課税～外国信託～（〔1〕〔3〕の視点から）

##### 1. 国際信託に関する課税ルール

###### （1）日本での課税関係の混迷

わが国において、国際的な課税ルールについてはこれまで十分に整理されてきたとはいえない状況にある<sup>(12)</sup>。たとえば、裁量信託を海外に設立したとする（受託者は非居住者）。通常、衡平法上、受益者は単なる期待権以上のものをもたないと解される。これに対して、わが国の居住者が受益者として特定されたときには現実に受益者がなんらの資産の取得・役務の提供を受けなくとも受益者に受益権が贈与されたものと課税されなければならないし、信託が撤回不能信託として設定され、受益者が不特定・未存在で準拠法（信託の設定国の法）に従えば委託者がなんの権限をもたない場合においても所得税法上、委託者課税が行われる。このような課税は合理的といえるであろうか。

また、このような裁量信託の受益者が委託者の10人の子供であるとする。そして、受託者がどの程度の受益権を付与するかについて完全な裁量を有しているとする。このようなもつで、所得税法13条、相続税法4条2項の適用にあたり、受益者が特定しているといえるであろうか。さらに、受益者に非居住者と居住者が混在する場合には居住者の受益権はどのように計算されるのであろうか。

###### （2）課税ルールの要因とその判断

信託に対する国際的な注目はますます高まりつつある。国際信託の課税関係に関しては三つの国が関係してくる。受益者の居住地国、委託者の居住地国、所得の源泉地国が重要な三つのポイントになる（ただし、受益者の居住地国や所得の源泉地国の判定はここでの固有の問題ではない）。ここでは、いくつかの問題提起を行うにとどめる。

まず、信託がどこの国の居住者となるかが問題となる。たとえば、信託の居住基準について、「クリエイター（多くの場合セトラ／委託者）（A国の居住者）は、B国の法律に準拠して信託を設立する。信託のトラスティ（受託者）はC国の居住者であり、C国で信託の資産を保有・

管理している。信託の唯一のベネフィシャリー（受益者）はD国の居住者である。委託者も受益者も信託財産を管理・処分する権限を有していない。」といった事例においてはどのように解されるであろう。この問題について、わが国は、信託そのものが課税の対象となることはないののでその限りでこの問題からは逃れているが、国によってはその判断基準が異なるところである。

また、たとえば、B国の課税権について、「クリエイター（A国の居住者）は、A国の法律に準拠して信託を設立する。信託のトラステイ（A国の居住者）は、A国の信託の資産を保有・管理している。信託の唯一のベネフィシャリーはB国の居住者である。委託者も受益者も信託財産を管理・処分する権限を有していない。信託の所得のすべては、A国内での投資により生じている。」という事例において、日本がB国に相当するとした場合に、受益者に対して課税できるのであるか。できるとすれば、どのような事実により左右されるのであろうか。信託により取得した所得について課税されるとするときに、受託者が稼得したときの所得の特徴（所得区分）は尊重されることになるのであろうか。さらに、受取配当に対する源泉徴収課税について、「クリエイター（B国の居住者）は、B国の法律に準拠して信託を設立する。信託のトラステイ（B国の居住者）は、B国の信託の資産を保有・管理している。信託の唯一のベネフィシャリーはC国の居住者である。委託者も受益者も信託財産を管理・処分する権限を有していない。ただし、A-B間租税条約あり（配当に係る源泉徴収税率25%から15%へ）。A-C間租税条約なし。」といった事例において、（1）受取配当の全部を受益者に配当する、（2）受益者に配分しない、又は（3）受取配当の金額の2分の1を配当する。各々の場合に源泉徴収課税はどのように行われるのであろうか。国によっては必ずしもその判断を同じくしないであろう。

さらに、海外で設定された裁量信託の受益者が日本で課税され、受託者又は信託財産が海外で課税されている場合には二重課税になると解すべきであろうか。二重課税と解した場合にどのように二重課税は排除されるのであろうか。一定の外国投資信託等はともかくも、一般的には法

的な手当てがあるとはいえない。収益保有信託についても同様に法的な課税関係は、矛盾にみちたものになる。委託者・受託者がともに非居住者である場合に、受益者が利子についてのみ生涯権を有する場合に、わが国は受益者に対してどのような課税を行うことになるのであろうか。たとえば、二重課税の排除について、「クリエイター（B国の居住者）は、B国の法律に準拠して信託を設立する。信託のトラスティ（B国の居住者）は、B国の信託の資産を保有・管理している。信託の唯一のベネフィシャリーはC国の居住者である。委託者も受益者も信託財産を管理・処分する権限を有していない。信託の所得は、A国からの配当のみである。信託が、（1）受取配当の全部を受益者に配当する、（2）受益者に配分しない、又は（3）受取配当の金額の2分の1を配当する。この場合にC国はどのように課税するか（C国の受益者は二重課税の排除を行うことができるか）」といった事例を想定した場合<sup>(13)</sup>などの課税関係である。多くの検討すべき問題が残されている。

## 2. 証券投資ファンド税制

このような国際的な信託を想定した場合の課税関係において、証券投資ファンドについては現行所得税法や租税特別措置法等がいくつかの規定をおいているが、問題がないとはかならずしもいえない。証券投資ファンド税制については、いくつかのパターンを考えることができる<sup>(14)</sup>。資料2を参照されたい。たとえば、投資家の居住地国が日本、投資ファンドの居住地国が外国、運用先が日本といったパターンをみてみたいと思う。これは、日本の個人投資家が、外国の証券ファンドに投資をして、信託財産を日本で運用した場合である。平成10年の投信法改正以後「外国証券投資信託」は、所得税法2条1項13号でいう「証券投資信託」の定義のなかに含められ、日本の証券投資信託と同様に取り扱われることとなっている。

日本の個人投資家が外国投信から収益の分配を受ける場合に、まず日本国内の支払いの取扱者（租税特別措置法施行令2条の2第1号）を通じて収益の分配の交付を受け取る場合には、公社債投資信託の収益の分

配、あるいは国外で発行された株式投信についても同様に、租税特別措置法3条の3第1項により、源泉分離課税（国税15%。なお、地方税法71条の5以下により地方税5%）がなされることとなっている。さらに、外国投信の段階で課税された外国所得税についてもこの分離課税の段階で税額控除することが認められている。よって、個人投資家が申告するときに税額控除の適用はない。外国投信の支払いが国内の支払取扱人を通じてなされない場合については、海外での外国投信の所得を総合課税の対象としていることから、その申告時に外国税額控除ができることと解される。ちなみに、外国投信が外国証券投資法人であった場合には、個人投資家は外国証券投資法人から配当を受け取ることになるので配当所得として課税されることになるものと考えられる。国内において支払いの取扱者がいる場合には、配当として源泉徴収されることになっている。この場合、外国証券投資法人が外国で支払った税があれば、その額を控除した残額を交付金額としてそれに源泉徴収税率20%部分を控除することになっている（所得税法95条、租税特別措置法施行令4条の4第2項参照）。このような相違について、整合性の観点からどのように考えるべきであろうか。その他、譲渡損失についても外国投信の受益証券の譲渡益は非課税となり（租税特別措置法37条の15）、会社型であれば譲渡益課税が生ずる（ただし、租税特別措置法37条の15第1項3号に留意。なお、譲渡損については分離課税をとっているのではどちらの場合も考慮されない）といった差異も生じる。同じファンドであっても会社型か契約型かで相違が生ずることになる。会社型と契約型との課税関係について、どの程度整合性を図る必要があるか否かは大きな問題である。

ここで、海外で直接購入した株式等の譲渡についてみると、株式に比較して債券は優遇されている。海外で購入した債券（利付債）の売買については、原則としては以下のことがいえる。

（1）債券は譲渡益に対して課税されない。売却益あるいは為替差益が生じている場合は途中で売却すれば非課税となる。

（2）為替差損が生じている場合には、満期日までをもって償還をすれ

ば、損失分も譲渡所得として他の所得として損益通算ができる。

契約型の投資信託の場合、税法上は債券と同じ扱いになることから、非課税の特典を享受できるが、同じ投資信託でも会社型の投資信託はこの特典を原則として受けられないということになる。株式には高率のキャピタルゲイン課税（投資利益の26%の申告分離、源泉分離課税を選択すれば1.05%）が行われる。債券売買が非課税とされている理由は国債等により金銭を借りて税金までとるのは問題であるということであろうが、結局、外国債券を非常に有利な商品にしている。譲渡益ももちろん為替差益に対しても課税されない。このような結果が生ずる理由は、一つの所得を複数に分割して処理をしないからであるといえよう。債券の売却という主たる行為から生じた利益の中心は売却益であるとみなして為替差益も非課税となる。外国預金の為替差益には総合課税、外国債券を売却した場合には非課税となる。

海外で購入した株式を売却した場合の譲渡益は、申告分離である（国内は申告分離か源泉分離の選択制であるが海外の場合に源泉徴収は採りえない）。株式の譲渡益は海外では非居住者に対して非課税のところが多い（アメリカ、イギリス、ドイツなど）。譲渡益が500ドルとするとこれを売却時点の為替レートで円換算して売却する。為替差益についても結局26%で課税される。海外投資は債券売買では実質非課税であるにもかかわらず、株式売買では為替差益を含めて26%の高率の税が課せられることになる。

なお、投資ファンドに租税条約の条約適用があるかといったことも問題になる。

### 3. 契約型投資信託と会社型投資信託から生ずる相違

海外のファンドを購入した場合についての課税関係は、以下のように整理できる。

#### (1) 海外で購入したファンドから生ずる利子・配当について

契約型投資信託において、海外で購入したファンドから発生した利子等について、海外ファンドの利子については利子課税が、海外ファンド

のうち株式に投資し、その運用益が配当の形で支払われるものについて配当課税が行われる。

会社型投資信託において、海外で購入したファンドから発生した利子等について、投資先が公社債であっても株式であっても分配された運用益については配当課税が、仮に配当所得になっても配当控除は受けられないため課税は利子所得と同様となる。

(2) 海外で購入したファンドを売却した場合の譲渡益について

契約型ファンドを売却したことによる売却益は、平均信託金（そのファンドに投資したすべての投資家の購入時の価格を平均した基準価格）をもとに利益に対して20%の源泉徴収課税を行うこととしている。しかし、海外で契約型のファンドを購入した場合、「平均信託金」のような制度は海外には存しない。租税特別措置法37条の15のもとで非課税になる。会社型のファンドの場合には株式の売却として、原則として海外の株式譲渡と同じようになる。26%の申告分離課税となる。同じファンドでも会社型か契約型かで、課税あるいは非課税という相違が生ずる。

その他、直接的海外投資と間接的海外投資等に係る税制の中立性をどうするかという問題もある。

## 五、その他

その他、信託に関連する問題であるが、国際的な租税回避規制について、いわゆる「オフショア・トラスト」の問題がある。外国投資ファンドの課税の繰延べについて日本のタックスヘイブン税制は機能しないので、この問題については日本は現在お手上げ状態といってもよからう<sup>(15)</sup>。ファンドというたまりに課税する制度が検討される必要がある（多くの国においては導入済である）。ちなみに、会社型においても各人5%の持株持分があることはないであろうから、タックスヘイブン税制は機能しない。

資料情報制度（海外所得の管理と情報）、収益受益権と元本受益権の

評価、売買基準価額(2000年4月1日より、国内追加型株式投資信託は個別元本方式へ移行)の見直しなどについても検討が行われる必要が<sup>(16)</sup>あろう。

おわりに

以上述べたことを簡単に要約すると、以下のようなになる。

- (1) 個人信託の多様化を阻外する委託者課税原則の改正(現行税制における柔軟性の欠如)
- (2) 相続税法における信託関連税制の改正(現行規定の射程距離を超えたスキームの登場)
- (3) 信託課税の二重課税の排除(導管理論との関連)についての再検討
- (4) 課税の繰延べの排除方法についての再検討
- (5) ビークル段階での課税の再検討(三重構造の改正)
- (6) 日本の所得分類からくる混合所得問題の解消(信託による所得区分の消滅化)
- (7) 集団投資スキームの整合性(会社型と契約型がどの程度一致させる必要があるか)
- (8) 集団投資スキームの受益者段階における課税のあり方(所得区分等)
- (9) 集団投資スキームの譲渡益課税(譲渡損の取扱等)に対するスタンス
- (10) 国際的信託課税ルールの一統化
- (11) 投資ファンドの二重課税の排除のあり方
- (12) 海外ファンドへの投資と国内ファンドへの投資による課税関係の相違

個別信託においては信託関連法等と租税法規とのすりあわせがますます必要になっており、所得課税における受託者課税への拡大に向けての法改正を射程距離におかなければならないであろう。また、相続税法においては、信託行為設定時課税や他益信託から他益信託への転換に係る

課税関係の検討が不可欠であろう。集団信託については、「集団投資スキーム」登場前の税制に、その課税関係を引きつけて課税関係を規定しているの、所得税制そのものの抱える問題点の解消がまずなされるべきであろう。ここでも金融関連法規等とのすり合わせは当然に必要となってくる。国際的信託における個別信託的局面については、まさに各国の信託課税ルールが異なることが影響していることもあり、五里霧中の状態ではないかと思われる。外国投資ファンドは規定上整備はすすんでいるが、十分な内容となっているわけではない。国際的信託の課税関係の理論的検討は急務であろう。

わが国の信託税制は個別信託と集団信託において理論的には制度的にも全く切断された形で立法化されており、その接点がないといった状況であり（三重構造がこの表れである）、体系的には大きな幹を共有することがあってもよからう。

最後に、「私法と信託法の一体化を前提とした信託税制の構築」「金融法等を前提とした個別信託と集団信託を架橋する信託所得税法（所得税・法人税・相続税・贈与税）の構築」がなされるためには私法関係者と税法関係者が密接に協力して議論を積み重ねることが必要であることを強調しておきたい。

- (1) わが国の信託税制の発展と信託課税の概要については、占部裕典『信託課税法』第1章、第2章(2001・清文社)参照。
- (2) 新井誠編著『高齢化社会と信託』第四編(1995・有斐閣)、新井誠『財産管理制度と民法・信託法』第3編(1995・有斐閣)。
- (3) 信託法からは、四宮和夫『信託法(新版)』128頁(1998・有斐閣)、植田淳「わが国における連続受益者型信託～導入可能性に関する基礎的研究」信託180号5頁(1994)、民法からは、米倉明「後継ぎ遺贈の効力について」タートンヌンマ3号1頁以下(1999)、大島俊之「いわゆる『後継ぎ遺贈』について」『谷口知平先生追悼論文集第三巻』69頁(1993・信山社)をあげることができよう。
- (4) 米倉明「信託による後継ぎ遺贈の可能性—受益者連続の解釈論的根拠付け」ジュリスト1162号87頁以下(1999)。
- (5) このような場合の課税関係の詳細については、占部・前掲書第4章(118頁以下参照)。
- (6) この問題については、佐藤英明「委託者・受益者不存在の場合の信託課税」総合税制研究1号77頁以下(1992)参照。占部・前掲書第4章(3頁以下)もあわせて参照。
- (7) 占部・前掲書第3章参照。
- (8) この問題については、佐藤英明「法人課税をめぐる問題状況」国際税制研究6号108頁(2001)参照。
- (9) 佐藤英明『信託と課税』第2章第2節(2000・弘文堂)、林麻里子「信託のパス・スルー課税について」金融研究20巻1号216頁以下(2001)、平野嘉秋「多様化する信託と税制上の課題」企業法学9巻51頁以下(2002)、トラスト60『信託税制研究—海外編』第2章第1節9款～12款(水野忠恒)(1997)等参照。
- (10) トラスト60・前掲書第2章第2節5款(渡邊幸則)(1997)参照。
- (11) 田邊昇『投資ファンドと税制』(2002・弘文堂)参照。本書は、集団投資スキームと税制についての体系的包括的な研究成果であり、本稿の三「集団信託」の考察において有益である。
- (12) この問題については、占部・前掲書第8章参照。
- (13) これらの問題について検討を加えたものとしては、International Fiscal Association, International Tax Treatment of Common Law Trusts, Proceedings of a Seminar held in New York in 1986 during the 40th Congress of IFA, Vol. 11b. 1986が有益である。
- (14) この問題については、増井啓良「証券投資ファンド税制の比較」日税研

信託課税法の課題と改革の展望

論集41巻171頁以下（1999）参照。

(15) 占部裕典『国際的企業課税法』168頁以下（1998・信山社）参照。

(16) 資料情報については、占部裕典「資料情報制度」租税法研究27号48頁以下（1999）参照。信託受益権の評価等については、佐藤・前掲書第4章第1節2款参照。

資料1

ビークル	募集方法	ビークル段階	証券の種類	投資者課税(個人)	譲渡益
合同運用信託(一般)		非課税	すべて	利子(源泉分離)	非課税
証券投資	すべて	非課税	公募証券投資	配当(利子並源泉)	非課税
			私募公社債投資	利子(源泉分離)	非課税
			私募株式投信	配当総合(源泉)	申告分離(26%)
その他の信託投資	発行公募	非課税	公募公社債等の運用	利子(源泉分離)	非課税
	機関私募	法人税(配当損金)	私募公社債等の運用	配当(利子並課税)	非課税
	少数者私募	法人税	その他投信	配当総合(源泉)	申告分離(26%)
特定目的信託	発行公募又は機関私募	法人税(配当損金)	社債的受益証券	配当(利子並課税)	非課税
	上記以外(少数者引受)	法人税	その他受益証券	配当総合(源泉)	申告分離(26%)
投資法人	公募・発行1億以上	法人税(配当損金)	公募オープンエンド投資口	配当(利子並課税)	主として有価証券：非課税 その他：申告分離26%
	優先出資50人以上引受・機関のみ保有	法人税(配当損金)			
	上記以外(少数者私募)	法人税(配当損金)	公募オープンエンド投資口	配当総合(源泉)源泉分離(35%)	
			投資債	利子(源泉分離)	非課税
特定目的会社	公募・発行1億以上、機関私募	法人税(配当損金)	特定社債	利子(源泉分離)	非課税
	優先出資50人以上引受・機関のみ保有	法人税(配当損金)	転換特定社債 新優先出資引受権付特定社債	利子(源泉分離)	申告分離(26%)
	上記以外(少数者引受)	法人税	優先出資	配当総合(源泉)※	申告分離(26%)

(注) 配当総合(源泉)：配当所得(源泉20%)総合課税 \*35%源泉分離・少額配当申告不要制度  
 利子(源泉分離)：利子所得・源泉分離課税(国税15%・地方税を含め20%)  
 配当(利子並課税)：配当所得(利子所得と同様の税率で源泉分離課税20%)

資料 2

証券投資ファンド税制（基本的な課税関係・証券投資信託）

(1) 投資家の居住地国	投資ファンドの居住地国	運用先
日本	日本	外国

- ・外国で外国所得税
  - ・分配時に投資家に課税→二重課税
- 理論的に投資ファンドは納税義務者でないので税額控除できない。所得税法176条2項（所得税法施行令300条1項）、181条、212条
- \*ファンドが法人の場合には法人の外国税額の投資家への付け替えが必要となるか。
- \*日英租税条約 § 28A等

(2) 投資家の居住地国	投資ファンドの居住地国	運用先
日本（支払いの取扱人）	外国	日本

「外国証券投資信託」は証券投資信託に包含されている（所得税法2条1項）  
 租税特別措置法3条の3第1項・同条4項（源泉分離課税・税額控除）  
 租税特別措置法8条の3第1項・同条4項（源泉分離課税・税額控除）  
 日本での源泉徴収税（運用先）はどうするか。

- \*支払いの取扱人を介さない場合には、個人投資段階で外国投信が課せられた税額を外国税額控除できるか（投資家が海外で課税されたことになるのか）。
- \*投資ファンドが会社型の場合について  
 支払いの取扱人を介して配当を受け取る。租税特別措置法9条の2による源泉徴収（20%）～外国税額があるときにはそれを控除した残額に20%（契約型との相違）。
- 株式（持分）譲渡の場合について、租税特別措置法37条の10・37条の11（20%申告分離課税か1%の源泉分離課税）の適用。外国投信の受益証券の譲渡益は非課税（租税特別措置法37条の15）。譲渡益については契約型と会社型で差異が生ずる。
- \*外国投資ファンドにおける条約適用上の問題

(3) 投資家の居住地国	投資ファンドの居住地国	運用先
外国	日本	外国

信託課税法の課題と改革の展望

日本の投資ファンドから分配等を受けると国内源泉所得。所得税法169条で利子10%・配当15%。源泉徴収の重複。所得税法176条1項の要件充足～非課税。源泉徴収されたら税額控除（同条2項）、グロスアップ（同条3項）。

(4) その他のパターン

投資家の居住地国	投資ファンドの居住地国	運用先
日本	外国	外国
投資家の居住地国	投資ファンドの居住地国	運用先
外国	日本	日本
投資家の居住地国	投資ファンドの居住地国	運用先
外国	外国	日本

(近畿大学法学部教授)

